

開催年月日 令和3年12月9日（木）
 質問者 日本共産党 真下 紀子 委員
 答弁者 保健福祉部長 三瓶 徹
 健康安全局長 古郡 修
 感染症予防対策担当課長 吉田 亮輔
 感染症対策課参事 石橋 隆一
 医療体制担当課長 竹内 正人
 療養体制担当課長 保崎 正弥
 地域支援担当課長 松田 彰仁

質 問 内 容	答 弁 内 容
<p>一 新型コロナウイルス感染症対策等について （一）感染予防対策について 感染の連鎖が変異を助長することが、オミクロン株の出現で、改めて注目されております。しかし、道の施策は、経済との両立のため、基本的予防対策をとりながら、医療機関のひっ迫を招かない程度に抑えるという考えであります。感染の連鎖による変異の助長を抑えられないのではないかと危惧するところです。新たな変異株の出現による感染拡大が懸念される中において、感染予防対策の徹底が重要と考えますが、どのように対策を進めていくのか、まず伺います。</p> <p>【指摘等】 強い危機感を持って取り組むということです。</p> <p>（二）水際対策について 国内でのオミクロン株確認直後に海外からの入国制限を打ち出した岸田内閣でしたが、濃厚接触者をアプリで追うだけで、隔離しないのでは、これは水際対策として全く不十分であると考えます。東京都は宿泊療養施設での隔離を国に要請しました。そして、宿泊療養施設での対応に変更されました。しかし、国は逆に、入国制限を緩和してしまい、穴の開いた対策となったわけです。それ故、検査と隔離を徹底するということが重要と考えます。</p> <p>新しい変異株が発見された場合、道はどのように対応しようと考えているのか。また、オミクロン株を検出できるPCR検査が全て行われるのかどうか伺います。</p> <p>【指摘等】 検査と隔離を徹底するという答弁だったと思うんですね。</p>	<p>【地域支援担当課長】（地域支援班） 道では、これまで、新たな変異株への対応に当たりましては、国立感染症研究所や保健所設置市と連携しながら、スクリーニング検査やゲノム解析による早期探知に努めますとともに、感染者を把握した際には、国の通知に基づき、療養方法を決定するほか、積極的疫学調査や幅広い検査を実施するなど、感染拡大防止を徹底してきたところであります。</p> <p>道としましては、今後とも、こうした感染者の早期探知、早期治療に向けた取組やワクチンの接種促進はもとより、三つの密の回避、マスクの適切な着用、手洗い、手指消毒、換気などの基本的な感染予防対策の徹底を呼びかけるなどしながら、新たな変異株への強い危機感を持ち、感染拡大防止対策に取り組んでまいります。</p> <p>【医療体制担当課長】（医療・検査体制班） オミクロン株への対応についてであります。道では、これまでも、新たな変異株の道内への流入を監視するため、国立感染症研究所や保健所設置市と連携しまして、道立衛生研究所において、ゲノム解析を進めてきたところであり、今後とも、海外又は道外に滞在歴のある患者や感染経路が明らかではない患者につきましては、原則、すべての検体を対象にゲノム解析を実施するとともに、国におきまして、オミクロン株のスクリーニング検査手法が確立され次第、速やかに導入するなどして、早期探知・早期介入に向け、監視体制を強化してまいります。</p> <p>また、国の通知を踏まえまして、更なる科学的知見が得られるまでの間の取扱いとして、オミクロン株の感染者等は、症状の有無にかかわらず原則入院とし、濃厚接触者がいる場合は、札幌市内の既存の宿泊療養施設1カ所を一時的に転用し、そこでの滞在を求めることとしているところであります。</p>

質 問 内 容	答 弁 内 容
<p>(三) ワクチン接種について</p> <p>1 追加接種の安全性と有効性について</p> <p>次にワクチン接種についてなんですけど、ワクチンの変異型への有効性について、専門家からは、感染予防効果は低下するけれども、重症化は防げるとの見解は示されておりますが、今後も注視していく必要があります。ワクチン後のブレイクスルー感染が確認されておりますので、3回目のワクチン接種を進めるにあたって、道はこれまで認めてこなかった交接種の安全性と、感染力が強いといわれるオミクロン株に対する3回目接種の有効性について、道はどのように確認し、対応していくのかお聞きします。</p> <p>【指摘等】</p> <p>まあ、国は安全だ、有効だというと思うんですけどね、やっぱり具体的に私たち自身もその安全性・有効性についてはよく見ていかなければならないと思います。</p> <p>2 未接種者への対応について</p> <p>3回目接種の前に、まだ、1、2回目の接種を終えられていない方もいるわけですがけれども、重複しますけれども、こうした未接種者への対応について伺います。</p> <p>【指摘等】</p> <p>全道域で希望する方がいらっしゃるの、全道域の方々が円滑に情報にアクセスできるように努めていただきたいと思います。</p>	<p>【感染症予防対策担当課長】（ワクチン等予防対策班）</p> <p>追加接種に係る安全性と有効性についてですが、初回接種で使用したワクチンと異なるワクチンを使用することの安全性を評価した米国の研究では、副反応は、初回接種で報告されたものと同程度であり、交接種と同種接種で差が無かったと報告されるなど、諸外国における取扱い等を踏まえ、国では、追加接種に使用するワクチンは、初回接種に用いたワクチンの種類にかかわらず、メッセンジャーRNAワクチンを用いることとしたところでございます。</p> <p>また、オミクロン株に対するワクチンの有効性などにつきましては、現在、製薬企業などにおいて、検証が進められていると承知しており、道としても、これらの動向を見極めていくことが必要と認識しております。</p> <p>【感染症予防対策担当課長】（ワクチン等予防対策班）</p> <p>未接種者への対応についてでございますが道としては、より多くの方々にワクチンを接種していただくためには、発症予防や重症化予防といったメリットのほか、副反応の発生といったデメリットも含め、道民の皆様が、正確な情報を理解した上で、その接種を検討いただくことが、何よりも重要と考えており、これまでも、SNSや広報チラシに加え、児童生徒やその保護者の方々向けの動画など、様々な手法により、積極的な周知を図ってきたところでございます。</p> <p>また、今後、新たに接種を希望される方や、12歳を迎える方に接種を受けていただけるよう、対象者や保護者等に対し、引き続き呼びかけるほか、1回目に、職域接種などでモデルナ社製ワクチンを接種した方で、様々な事情により、2回目接種の機会を逸した方や、アレルギー等の事情によりアストラゼネカ社製ワクチンの接種が必要な方に対しては、モデルナ社製ワクチンは3次医療圏ごとに6カ所、アストラゼネカ社製ワクチンは札幌大附属病院を、それぞれのワクチン接種が可能な医療機関として新たに確保し、昨日より、予約センターを開設し、接種希望者の登録受付を開始したところであり、今後とも、初回接種を希望される方が円滑に接種できるよう努めてまいります。</p>

質 問 内 容	答 弁 内 容
<p>(四) 接種時期と供給の見通しについて 国の方は、3回目接種時期を8か月経過から前倒しするかどうか、接種開始時期と供給量の分配の見通しが明確に示されないままでは、またも市町村に混乱を招く結果となってしまいます。知事は、市町村の意見を聞き、ニーズを丁寧に把握するとしていますが、具体的にどのように把握し、対応するのかお聞きします。</p> <p>(五) 自宅療養への対応について 在宅での健康管理を十分にフォローできる水準の確保が必要だということはこれまでも求めてまいりましたけれども、菅政権の時に原則自宅療養ということが決まりました、パルスオキシメーターの配布やオンライン診療を行ったんですけど、在宅死亡を防げなかったわけです。これは事実として受け止めなければなりません。自宅でケアが受けられない、医療にアクセスできずに亡くなることがないようにしなければならぬと強く考えています。これまでの対応をよく検証して、生活実態に応じた十分な隔離とケア、重症化の早期発見と対応のために、単身などの場合は、原則宿泊療養、症状によっては当然入院とすべきなどの対応が必要と考えますがいかがですか。</p> <p>【指摘等】 感染リスクが高い人との同居の場合や単身でも生活環境上の配慮が必要な方は宿泊施設へという、こういう道の対応は評価したいというふうに考えます。 やはりケアと観察ということが非常に重要な</p>	<p>【感染症対策課参事】（ワクチン等予防対策班） 追加接種についてでございますが国では、先日、2回目接種完了からの間隔について、8カ月以上を原則としつつも、医療機関で集団感染が発生するなど、一定の場合に前倒して接種することを可能とする取扱いを示したところでございまして、道では、各市町村に対し、こうした取扱いに対する意見や運用に関する疑問点について照会しているところでございます。</p> <p>なお、追加接種の間隔については、現在、国で更に検討が進められていると承知してございますが、道といたしましては、前倒し接種の実施に当たっては、国から必要な量のワクチンが安定的に供給・配分され、接種を希望する道民の皆様に対し、公平に、接種できる環境が提供されることが、何よりも重要と認識しておりまして、国に対し、引き続き、今後必要となるワクチンの配分量や供給スケジュールについて、早期に明らかにするよう求めてまいります。</p> <p>【地域支援担当課長】（地域支援班） 自宅療養者への対応についてであります。道では、限られた医療資源を最大限に活用するため、感染症法に基づきまして、医師が、入院が必要と判断した場合には、入院勧告を行い、入院を要しない軽症や無症状の方については、感染リスクが高い人と同居している場合や単身で生活環境上の配慮が必要な方などは宿泊施設で、それ以外の方は自宅で療養いただいているところであります。自宅での療養に当たりましては、症状悪化などの変化を早期に探知するため、保健所の体制強化はもとより、これまでの感染拡大時の経験を踏まえた研修を行うなど、職員の対応力の向上も図りながら、きめ細かな健康観察などの対応に努めてきたところでございます。</p> <p>道としては、引き続き、自宅で療養される方々の症状や既往症の有無などのリスク因子にも十分配慮しながら、変化を見落とすことのないよう、丁寧な聞き取りや説明を行った上で、症状の悪化などが疑われる場合には、速やかに、入院や外来など適切な診療に繋がりますとともに、中和抗体薬の投与など、必要な医療を提供していきますほか、感染拡大の段階に応じた病床や宿泊療養施設の確保はもとより、自宅療養者に対する診療体制の更なる拡充に向け、地域の医師会等の関係団体や医療機関と一層連携を図り、診療協力への働きかけを積極的に取り組むなどしまして、道民の皆様が、安心して自宅でも療養できますよう、その体制整備に万全を期してまいります。</p>

質 問 内 容	答 弁 内 容
<p>で、それに欠ける場合は、きちっと対応していただきたいと思ひます。</p> <p>〔六〕 人員確保、陰圧室の整備について フェーズの変更によって、フェーズ3で2028床、緊急フェーズ2214床確保とのことですが、緊急フェーズに活用する臨時医療施設における必要な医療スタッフを何人と想定して、どのようにして確保するのか。また、必要性が強調された新型コロナウイルス感染症患者などを受け入れる医療機関の陰圧室、これについて、どのように取り組むのか併せて伺ひます。</p> <p>〔指摘等〕 陰圧室の整備が今回の支援の元で進んでいるようなので、より一層、措置が必要なところは頑張りたいと思ひます。</p> <p>〔七〕 保健所の機能強化、人員強化について 先の決算特別委員会、同僚の宮川議員が、月10時間以上の時間外労働が延べ139人にも上る保健所の職員の長時間労働の実態を明らかにしました。道は、57人の保健師や看護師等を会計年度任用職員として任用したと答えておりましたが、昨年2月以来の時間外労働の時間外上限の撤廃が継続しているのは異常事態だと言えらると思ひます。健康を推進する部局で、過労死を生むような時間外上限の撤廃を継続してはなりません。基本的公衆衛生習慣が感染予防に高い効果を上げ、国内の保健所が大きな役割を果たしたことは論を俟たないわけではあります。知事は保健所機能を強化すると答えていましたけれども、感染拡大時の緊急的な人員の確保はもとより、定数増による過重勤務の解消を図り、通常業務とともに、地域保健を遂行できる体制とすべきであります。来年度に向けてどう取り組むのかお伺ひします。</p> <p>〔指摘等〕 恒常的な人員体制の強化ということが答えられましたので、時間外上限は必ず遵守していただきたいと、これだけ働いていて期末・勤勉手当までカットされるということに私は反対しましたが、そうした中でも健康をきちっと管理をしながら皆さんが働いていけるように環境を整えていただきたいと思ひます。</p> <p>〔八〕 地域医療構想による病床削減について 7月27日に開催された北海道総合保健医療協議</p>	<p>〔療養体制担当課長〕（療養体制班） 臨時医療施設の運営人員等についてでございますが、先般、新たに確保した宿泊療養施設を大規模臨時医療施設へ転用した際の運営に必要な医師や看護師につきましては、医育大学をはじめ、国立病院機構や地域医療機能推進機構などの公的病院から派遣していただき確保することとしており、現在、実際の稼働を想定した運用方法や運営体制等について、検討を進めているところでございます。また、医療機関における陰圧設備につきましては、整備が進むよう保健所を通じて関係する医療機関に対し、支援制度をお知らせしているところでございます。</p> <p>〔健康安全局長〕（地域保健課） 保健所の体制強化等についてでありますけれども、道では、新型コロナウイルス感染症対策におきまして、本庁や振興局などからの職員派遣や、会計年度任用職員の任用、保健師等専門職の人材バンクでありますIHEATの活用などにより、緊急臨時的にマンパワーを確保するとともに、業務の外部委託などを推進するほか、感染症を始めとする健康危機に備え、保健師等の専門職の確保や、地域保健人材の育成、効率的・効果的な業務執行体制を整備するなどし、職員の負担軽減を図ってきたところであります。</p> <p>こうした中、現在、国では、この感染症による影響を踏まえ、平常時から健康危機管理体制を整備する観点から、恒常的な人員体制の強化などにより、保健所の機能強化を行うこととしまして、地域保健法に基づく基本指針の見直しを進めておきまして、道としても、こうした国の動向を注視しながら、保健所が、地域保健の拠点としての役割や機能を十分発揮できるよう、引き続き、必要な検討を重ねてまいる考えであります。</p> <p>〔保健福祉部長〕（地域医療課） 地域医療の確保についてでございますが、公立・</p>

質 問 内 容	答 弁 内 容
<p>会地域医療専門委員会では、事務局から、コロナ禍であっても、少子高齢化、あるいは人口減少といった長期的トレンドは変わらない、地域医療構想の推進については、着実に進めるようにと方向が示されました。そうした中で、足元の感染症対策に取り組みつつ、着実に地域医療の確保、充実に向けた取り組みを進めていかなければならないとも述べています。コロナ禍での評価を誤り、地域医療構想を着実に進めてしまって、病床削減ありきで進めていくということはありません。</p> <p>先般、医療機関の経営状況が発表されまして、コロナに対応した医療機関とそうでない医療機関に差異が大きく表れて、公立・公的病院の経営の厳しさが浮かび上がったわけです。この度の補正予算では病床削減に3億3,600万円の予算が計上されています。地域医療調整会議の合意が取れているということですが、コロナ対策は二次医療圏で完結できる体制が取れているわけではありません。</p> <p>コロナ禍で、多くの公立・公的医療機関が感染症治療の最前線で奮闘し、果たした役割を積極的に評価し、再検証の見直しを求めるべきと考えますが、部長の所見を伺います。</p>	<p>公的医療機関は、救急などの政策医療や小児、周産期などの不採算医療を担うことが求められているほか、このたびの感染症への対応に際しまして、各圏域における医療提供体制の中核として、入院治療など、重要な役割を担っていただいているところでございます。</p> <p>こうした中、国では、新型コロナウイルス感染症の対応に当たった他県などの公立・公的医療機関や消防局、医療関係の団体や学会などから、事例報告を受けつつ、今後の地域医療構想の進め方について改めて検討を行っており、道といたしましては、国の議論を注視しながら、圏域全体で必要な医療を確保するという考えのもと、感染拡大時におけるこれまでの対応も踏まえ、地域医療構想調整会議において議論を深めるなどしながら、地域の実情に即した医療提供体制の構築に取り組んでまいります。</p>